

# 秋田県公報

目次

秋田県公安委員会規則第3号  
秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成19年3月16日

## 公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第3号  
秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成19年3月16日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 一般国道7号秋田外環状道路の項中「字木の前」を「字木ノ前」に改め、同表一般国道7号琴丘能代道路の項中「浅内字堤下地内能代南インターチェンジ」を「臈割字古屋布地内能代東インターチェンジ」に改め、同項の次に次のように加える。

一般国道7号大館 —西道路	大館市根下戸字赤沼地内大館南インターチェンジから同市釈迦内字釈迦内187番4先まで
------------------	---

別表第1 一般国道13号湯沢横手道路の項中「字沖鶴地内湯沢インターチェンジ」を「相川字座又地内須川インターチェンジ」に改め、同項の次に次のように加える。

一般国道105号大 —曲西道路	大仙市内小友字中伊岡地内伊岡インターチェンジから同市和合字田中地内和合インターチェンジまで
--------------------	---

別表第1 一般国道7号の項を次のように改める。

一般国道7号	にかほ市象鶴町小砂川字三崎1番54地先から大館市長走字下内沢29番1先まで
--------	---------------------------------------

別表第1 一般国道13号の項中「横手市安田字越廻46番1地先」を「湯沢市上院内字矢込沢国有林81林班れ小班先」に、「233番7地先」を「233番7先」に、「115番1地先」を「115番1先」に、「46番1地先まで」を「46番1先まで」に改め、同表一般国道46号の項中「田沢湖大字生保内外2字生保内沢外10国有林3054林班あ小班地先」を「田沢湖生保内字生保内沢国有林3054林班あ小班先」に改め、同表一般国道101号の項を次のように改める。

一般国道101号	男鹿市船越字内子294番74地先から潟上市天王字蒲沼92番1地先まで
----------	------------------------------------

別表第1 一般国道103号の項を次のように改める。

一般国道103号	鹿角市十和田錦木字赤沢田19番地先から大館市池内字田中988番地先まで 大館市根下戸字赤沼26番2地先から同市立花字上立花180番1地先まで
----------	---

別表第1 一般国道105号の項及び県道あきた北空港東線の項中「字林岱」を「字林台」に改め、同表県道秋田天王線の項を次のように改める。

県道秋田天王線	秋田市飯島道東二丁目197番1地先から潟上市天王字蒲沼92番1地先まで 秋田市浜田字滝ノ原49番1地先から同市茨島二丁目5番1地先まで
---------	--

別表第1 県道寺内新屋雄和線の項の次に次のように加える。

県道秋田空港線	秋田市雄和椿川字山籠48番1地先から同市雄和平尾島字小平4番1地先まで
県道秋田御所野雄和線	秋田市河辺戸島字三嶽40番3先から同市雄和椿川字小友沢40番7地先まで

別表第1 県道本荘西仙北角館線の項中「字三枚橋57番地先から同市刈和野」を「字寄騎館40番2先から同市」に改め、同表市道大町山館線の項中「大町98番地先から同市池内字田中988番地先」を「字大町98番先から同市池内字田中988番先」に改め、同表市道刈和野北線の項中「字三枚橋57番」を「字寄騎館36番2」に改め、同表市道刈和野南線の項中「299番」を「425番1」に改める。

附 則  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄